

平成 20 年 9 定 環境農政常任委員会

服部委員

それでは何点か。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、昼食前に何点か伺わせていただきます。

はじめに、知事の本定例会開会に当たっての提案説明の中で、施設園芸農家に対する支援策として、省エネルギー設備の導入を農業協同組合と協調して助成することといたします、このように述べられております。神奈川県レベルの公共団体の知事が提案説明で県民に説明し、世に問うという観点であることを考えると、この知事の説明の重さをひしひしと感ずるんですが、しかし実際、昨日議論がありましたが、この施設園芸農家に対する支援というのはどのような、知事が提案説明した施策、展開等は、実態とかけ離れているというふうに思うんです。どうしてそう思うのか。それは、金額においてそう思います。それから、数量においてそう思います。必要性は分かりますが、どうしてこんな程度の規模なのかということをお聞かせください。

もう一つは、この施策は知事も言っておりますが、重油価格の高騰によって考えたものというのと、それから省エネルギー設備であるヒートポンプの導入費の一部を助成するという環境に対する施策であると、二つの目的が述べられております。重油価格の高騰、もう一つは環境施策の展開、これがこの施設園芸農家に対する補助の目的であるということですね。したがって、1点目の質問に加えて2点目は、このことについて一体重油価格の高騰による緊急支援というのが二つ並べてあるけれども、どちらを主としているのか。エコ政策に対するシフトなのかということ。分かりましたか。2点。1点言いましたね。2点目は二つあります。どちらなのでしょう。

環境農政部政策企画担当課長

1点目のどうしてこの程度の金額なのかという点につきまして、私の方から御答弁させていただきます。

まず、これで十分とは私どもは考えておりませんが、ただ厳しい財政状況の中で、例えば農業、畜産業、水産業それぞれについて一応補正予算の対策も盛り込んでおりますので、それなりに評価できるのかなというふうには考えております。

また、補正予算対応ではございませんが、既決予算の対応といたしましても、例えば施設園芸での省エネ技術の研究として、植物の根元のみを局所的に温めることによって、温室全体の加温は最小限としながらも、品質、収量を確保して重油使用量の削減を目指す局所加温法の技術開発ですとか、漁船の燃油消費量を削減するための簡易型浮魚礁の試験的な設置ですとか、畜産業における自給飼料の増産に向けた新たな技術開発等にも取り組むこととしておりますので、そういう意味からも、それなりに評価できるのかなというふうには考えております。

農業振興課長

このヒートポンプを導入いたしますと、重油の使用量でいいますと半分に減らすことができます。そういう意味では、CO₂の削減に貢献できるのかなというふうに思います。

一方、重油高騰対策ということでございまして、ヒートポンプは電気と重油を併用いたします。結果的に、この電気と重油を使った場合のトータルのコストといたしまして、30%の削減が可能というふうに、これは他県の事例でございまして、見ております。そういった意味では、今回の農家のこういった重油高騰に対する緊急対策という意味の方が主ではあるけれども、CO₂対策という意味もありますよという、二面性を持っている

というふうに理解しています。

服部委員

1 番目は、何となく分かったような分からないような感じが。それでいいのではないかと、667 万円の補正額でね。そういう御答弁でしたよね。僕は足りないと思いましたよ、これはね。

2 点目は、両面を持っていると、そういうことだから、やじろべえ政策というか、両方とも大事だということですね。

1 点目の、ほぼこの 667 万円でいいのではないかという趣旨の御答弁については、本当にそうかなと。例えば、この施設園芸農家、県内ではどのぐらいの戸数なのか、ちょっと言ってみてください。

農業振興課長

県内の施設園芸農家戸数でございますけれども、これは野菜と果樹、それから花等の戸数でございますが、2005 年のセンサス調査結果では、2,045 戸ほどございます。ただ、今回のこの事業といたしましては、この重油高騰の影響が大きい作物、特に高温での栽培管理を行う必要のあるバラ、あるいはハウスみかんなどの対策を主体に考えてございます。この中で、今申し上げた 2,045 戸のうち、バラの農家戸数が 93 戸ほどございます。そして、ハウスみかんですと 51 戸ほどございます。こういう状況でございます。

服部委員

2,000 世帯、2,000 戸を超えるところですから、1 箇所でこういうポンプを二つ持っていたって 4,000 個だよ、単純な話で。どの程度把握されているか分かりませんが、必要量をね。だから、必要量というのは、かなりの数に上る。それを分母として今回は、昨日の御答弁ですと約 10 台分。だから、分母分の分子が 10 台であったら、その率はおのずと全く低いよね。でも、施策の滑り出しとしてはそういうことも当然、ほかの施策においてもあり得るんだけど。

やはり大事な、エコについてもお話がありました。また、重油の高騰対策についてもお話がありました。そのある意味じゃ、大事なこの時期にかなったものという施策ですよ。これをだから何で当初でもう少し年間の事業として、事業量の把握をするときに把握しなかったのか。そもそもこの時期をねらって補正することを当初から考えていたのか。それとも思いつかなかったのか。それを教えてください。一つね。

それから、さっき言ったとおり、ある意味じゃ、数千分の 10 戸ですから、これから施策展開というのをどのように拡大していくのが 2 点目。

3 点目は、国の 10 億円の予算が付いたという、昨日の鈴木委員のお話もありました。すごい予算が付いたんだなど。それについて本県の答弁は、県施策の孤立性、固有性と国の施策の臨時性とは別個のものであって、県ははじめからこの施策の展開を考えていたという趣旨の御答弁を確かされました。したがって、これを時系列に並べて、そして国の施策の展開を追い風にしながら、本県の施策を展開していくにはどのようにしたらいいのかというのを考えていますか。この 3 点。

農業振興課長

一つ目は、今回、油の高騰が、この夏ちょっと前ぐらいから急騰してきまして、この夏から 90 円ぐらいまで上がってきて、最近では 120 円ぐらいまで上がってきておりますけれども、その数字になりますと、バラの農家、特に高温を要するバラ農家では赤字になってしまうというような状況が生じてきたものですから、補正予算を組んだというふうなこ

とでございます。

この今回の数が10件ほどで少ないのではないかとというような御意見を頂きましたけれども、この導入に当たりましては、先ほど申し上げましたように、温度を高くして栽培しなくちゃいけない作物を中心に、特に影響の高いところでございまして、考えているということで、確保いたしました農家、先ほど申し上げましたけれども、バラの農家で93戸、ハウスみかんで50戸ほどあるということで、この辺を中心にやっていきたいと。

さらに、その中でも温室の条件が、このヒートポンプを導入するのにかなう条件があると思います。密閉性を高めるための内装資材ですとか、温度むらをなくすための循環ファンですとか、あるいは時刻別に最低温度を設定できるような制御装置が導入されています。こういったヒートポンプの効果が十分に発揮できる温室のうち、さらに、ヒートポンプの省エネの効果について、実際にそのデータの提供をしていただける農家の方を対象に行い、そしてこの結果を基に県内に更に導入をしていきたいと。国の補助制度もございましてけれども、これまで農家に周知した中では、なかなか国の希望条件に満たないという状況がございまして、こういったもので農家にいろいろその情報を伝えまして、農家の方にこの良さを分かっていたら、国の事業なり、あるいは融資という形で、この拡大を図っていききたいというふうに考えております。

服部委員

例えば、2,045戸の施設園芸農家があって、これを今回の補助の対象と考えている業種というか、種類にしては、バラだとか、トマトだとか、ミカんだとか、キュウリだとか様々こんなところで、この中でもバラが9割を占めているというお話でしたよね。だから、いずれにしてもそういう本県の花き園芸、花き農業を支える方々でございまして、余りにもこの10戸というのは、これから拡大していくという趣旨の御答弁もありましたけれども、もう少しニーズの把握を的確にされたらどうかというふうに思うんですね。

だから、どのようにやっていらっしゃるか、皆さん方そういう現状を把握して、声を吸い上げていらっしゃるのか、その点も必要かなというふうに思うんですね。どうしてもこの10戸という施設園芸農家の選択の数が、根拠はまだないと思うんですね。だから、何を根拠に、予算だったら予算でいいんですよ。緊急性はある、予算はない、10戸になった。それだったらそれでやむを得ない。でも、それに至るときに、予算上だから予算でこうやって選定したというふうにして数量と単価を決めることもあるけれども、その過程には必ず現場の声を聞くということがなければいけない。現場の声はこうけれども予算の配分でどうしても駄目なんだというんだしたら、それはそれで県民に説明ができると思いますよ。必要性は分かっているながら、現場の声をどのように聞いて、その結果こういうようになったのかということですね。したがって、今回のこの10戸と見るに当たって、そういう現場の声をどのようにしてお聞きになられたのか、伺っておきたいというふうに思います。

農業振興課長

今回、ヒートポンプの導入に当たりまして、先ほど申し上げたような施設の条件等がかなうところ、あるいは農協の協力体制等も勘案いたしまして、この段階では10戸程度の導入ができるのではないかとというふうに考えまして、10戸ということで設定いたしましたところ。

服部委員

「この段階では」という、「この」の中身を教えてくださいませんか。

農業振興課長

この段階といいますのは、この夏の、今回の夏の9月補正を要求するときに調査をしまして、農協等から聞き取りをしまして、10個程度ではないかというふうに調べたということでございます。

服部委員

今のちょっとよく分からないんだけど、この段階というのは、だからどういう段階なのかな。時期的に農協との話をしたのがこの8月で、補正に乗っけるには財政当局と協議する時間がないしと、そういったことがこの段階なのか。それとも、農協と話しした段階、農協からの話を伺って、いろいろとそういうふうに要求する方々の実情の把握や、リサーチができない、とりあえず10戸なのかという、もうちょっとよく分かるように答弁してください。代名詞で答弁しないで。

農業振興課長

ハウスの条件がどういうふうになっているのか、あるいは農家の方が導入の意思があるのかということ農協の方を通じて聞きまして、10戸ぐらいが見込めるのではないかと、いうふうに判断をしたということでございます。

服部委員

じゃ、いずれにしてもニーズというのは、この時期、掘り起こせば掘り起こすほど広がってくるというふうに思います。掘り起こして即座に対応できなくなってしまうということも、非常にものによってはあるものですから、これはともかく掘り起こすことにも意味がある事業だというふうにも思いますので、現場の声の吸い上げについては、これからも引き続き特段の努力をお願いして、この質問は終わります。

次でございますが、同じく本会議の知事の提案説明で、環境農政部に関するものでございますが、青年等の就農を促進するための就農支援資金について、当初の見込みを上回る資金需要がありましたので、所要の措置を講じておりますということですよ。これが所要の措置を講じたということなんでございますが、これは幾らなのか、1,900万円のこれでいいのかな。所要の措置を講じた、その所要の措置の中身をちょっと教えていただいて、金額と何か方法論において。

農業振興課長

まず、この就農支援資金でございますけれども、知事から新規に就農するために就農計画の認定を受けた方、これは認定就農者と申しますが、その方が就農計画に従って施設や機械などを購入するために利用する資金でございます。

この資金につきましては、本年度の当初予算の編成に当たりまして、資金の需要調査を行っております。その時点では、4件で3,300万円ほどの見通しを立てております。さらに、今年度に入りまして5月に、資金の需要見込みの再調査を行っております。その結果、農業後継者の方が新たに洋らん栽培の温室を建設する計画が持ち上がったことや、野菜栽培施設の建設希望も含めまして、トータルで貸付件数が6件、貸付金額が5,200万円の需要が見込まれることとなったために、1,900万円の補正増の必要が生じたものでございます。

服部委員

同じことだけでも、当初の段階で把握は無理だったんですか。

農業振興課長

当初予算の段階では、これまでの平均的な需要の件数ですとか、あるいは地域においてそういった需要が見込まれるのかという調査を農協等にいたしまして、先ほど申し上げたような4件ほどあるのではないかという見通しを立てたということでございます。

服部委員

見通しを立てたということで、これが補正で出てきたわけでございますが、それで、この特別会計である農業改良資金会計とどのような関係にあるのか、その点はいかがですか。

農業振興課長

特別会計の農業改良資金会計には、農業改良資金とそして就農支援資金の2種類の資金種類がございます。

この農業改良資金の方でございますが、新たな経営部門や加工部門を開始するなど農業者が創意工夫を生かした多様な取組を行う際に利用可能な資金でございます。就農支援資金は先ほど申し上げたように、新規就農者の方が新たに施設等を購入するために利用できる資金ということでございます。

そして、この農業改良資金につきましては、貸付けのための原資を国と県が造成いたしまして、農家に融資して、返済されたお金を会計に戻して、それを貸付財源としてまたほかの方に融資をするという、いわゆる回転資金方式とするため、特別会計をつくり運用をしているということでございます。

就農支援資金も農業改良資金と同様な運用でございまして、農業改良資金と経理を区分すれば農業改良資金会計の中で行うことができるとされておりますので、この二つの資金とも同一の特別会計の中で運用しているものでございます。

服部委員

なるほど。そうすると、農業改良資金特別会計の中に農業改良資金、これは直貸し、もう一つは就農支援資金、これは転貸、それぞれ貸付残高幾らで、合計幾らになるのか。

農業振興課長

農業改良資金の方でございますが、貸付残高が4億5,877万8,000円でございます。就農支援資金につきましては、9,548万7,000円ということでございます。

服部委員

それで、全体として伺っておきたいんですが、これは非常に大事な農業改良資金、それから就農支援資金ということで、全体を簡単に見ておきたいんですけども、窓口の責任者として取り組んでいらっしゃるって、この辺の引き合いといいたまいますか状況、貸付けですから、貸付件数、それからこの希望者といいたまいますか、そういうようなところ、それからこの融資というんでしょうか、貸付希望額の推移とか、どの程度の希望が最近は多いのか。それから、使途目的についてはどうなのか、ちょっと伺っておきたいと思います。最近の傾向について、お手持ちの資料で結構でございます。

農業振興課長

農業改良資金の方は、新たな技術導入のために融資をするということございまして、最近貸付件数がかなり少ないという現状でございます。

就農支援資金につきましても、新規就農者の方がそう多くないというのが実態でございますので、年平均でございますと、今年はその6件ということで先ほど申し上げましたけ

れども、過去の平均を5年平均で見ますと、件数では2件で、承認の実績は1,700万円というのが、ここ5年ぐらいの平均でございます。

服部委員

分かりました。何となく一番引き合いがあっても、なくちゃいけないと私は思うんですがね、現今の農業が置かれた現状を、皆さん方、百も承知でしょうけれどもこの辺はもう少しもっとうれしい悲鳴が上がるぐらいになってほしいというふうに願うんですけどもね。残念ですね。5年間の平均を見ても、また1,200万円強程度ということで、その点は例えばそれだけ農業に対する新規参入、また就農、そういうことに対するやはり強い動きが乏しいのか、あくまでもこれは特別会計でもやっておりますものですから、様々な条件もあったりして、そういう条件からくるところでまだ少し敷居が高いのかな、どういう声を頂いているのか、ちょっとその2点について伺っておきましょう。

農業振興課長

最初にちょっと補足の説明をさせていただきたいと思いますが、県の農業制度資金には、先ほど申しあげましたような農業改良資金と就農支援資金のほかに、かながわ都市農業推進資金というものがございます。そのほか農林水産系の金融公庫資金がございます。こういった資金をそのほかにつくりまして、きめ細かくこういった農家の方の融資にこたえるような制度になっておりますので、どちらかといいますと、今申しあげたような資金が増えてきております。改良資金ではなくて、都市農業推進資金の方を御利用されるケースが多いということでございます。

服部委員

そういうことですね。それで、一方では、この農業信用保証保険制度というのは各都道府県にあると思いますが、本県のその辺の状況はどのように把握されておりますか。

農業振興課長

この農業信用保証保険制度というのは、これは全国的にございまして、本県でも実施をしております。この制度というのは、農業者の信用力を補完して、必要とする資金が円滑に供給されることによって、農業経営の改善、農業の振興に資するように設けられた制度でございますけれども、昨年度の実績ですと、いろいろな資金を扱っておりますので、うちの方の資金だけではないんですけれども、農業近代化資金が15件、担い手育成資金が5件、開業融資資金が32件、合計52件の保証をしているという状況でございます。

服部委員

それで、いずれにいたしましても、就農、農業の改良、また就農支援というのは、様々な支援の中身があると思います。もちろん、この資金の面だとか、また技術の面、研究開発の面、様々な相談事に乗っていく、そういうことも大事だなと。様々なサポートがないと、特にこの就農支援というのは実を結んでいかない。幅広い施策が展開されていて、私も本当に御当局の皆さん方がJAと連携をとりながら、また関係者と連携をとりながらやっているのはよく分かるんですが、いずれにいたしましても、神奈川農業の活性化、生き残りについては、相当力を入れていかなければいけないなど。

先だって、秦野に住む、就農して2年目の方のところへちょっとお邪魔をしてみました。この方のお話をいろいろ聞いてきたんですが、鎌倉にある、ある大手の電機メーカーの中堅のサラリーマンだった方ですね。有名大学を出た。2年前に就農されたんですが、非常に大変だなという印象は受けました。様々な花き園芸をしながら所得を得る農業の大

切さ、自ら土に触れて、また自ら食の確保をしながら、生きがいを感じて大手電機メーカーのサラリーマンという職を捨てながらも、こちらの人生を選んだというお話を伺ってまいりました。

その中で感じたものは、やっぱり本当に大変だなということ。何が大変かというのと、やはり御家族が4人なんですね。御夫婦とお子様とですね。生活費が出ないんですよね。年間わずか150万円の所得ですから出ようがない。この中に自分の労賃も加わっていない。したがって、奥様が働きに行っている。子供2人のうち大学に行っているお子様は、アルバイトをして家計の一助にもなっている。それでも、どこまでできるか本人がやるだけやってみるということだったら、家族が生活していけない。成功しなければならない。その思いというのは、お話を伺っていて痛切にこちらに伝わってまいりました。

こういうマイナスの状況で、なぜこの2年間生き延びていたかというのと、その大手電機メーカーを退職する際の退職金を食いつぶしながら所得に回していると。だから、もうあと数年しかもたない、計算してみればすぐ分かる。でも、本人は様々な花き園芸をやりながら、何とかここで家族が生活できる、そういう所得の入る農業をやりたいということで、頑張っているわけですね。もう47歳になりますからどこまでできるか分からないけれども、やめるときにはせがれが、やっぱりお父さんの背中を見てきて、自分も農業をやりたいと、そういう終わり方をしたいと、そのように言っておりました。

そういうような方は就農者としてはワンオブゼムで多くの方々、そういう様々な生き様の中で経験をされて、必死になって農業に就いているというふうに思います。そういう代表者の一人だと思いますけれども、この方が国の関東農政局の「地域の新しい風」という機関誌があるんですが、平成18年3月発行された中に載っております。あとで、後ほど皆さん方も見ていただきたいんですが、就農事例ということですね。

ちょっと数行だけ御紹介申し上げたいんですが、「就農への道程。農業に興味を持ち始めた30歳代半ばから、勤務の傍ら、週末を利用し農家の手伝いや研修に度々参加していたが、本格的に農業を始めようと退社したのは45歳のとき。ここに来て壁が立ちはだかった。県の就農認定がないと農地を借りることができないのだ。週末の研修だけでは認定は出なかった。そこで、神奈川県立農業アカデミーで1年間学ぶことに。勤続23年、退職金で生活は賄った。アカデミー卒業直前、ようやく就農認定を取得、農業委員会で秦野市内の農地90ヘクタールを確保してもらい、2005年4月晴れて就農を果たした。」ということですね。

ここで、この90ヘクタールを様々な活用して露地野菜、またブルーベリー、共同経営で柿を20アール栽培とか様々な研究しながら、本当に技術屋から農業に就農ということで、県の農業技術センターの皆さん方にも様々な御指導を受けながら、もともと研究熱心な方ですから、ようやくここまで来たということなんです。

この間も、やっぱり今年は特にトマトの温室栽培、つまり傘トマトと言うらしいんですが、トマトは雨露にぬれると味が落ちる、したがって温室の中で、温室を傘に見立てて傘トマトというおいしいトマトができるということで、その温室のハウスが300万円ということですね。それを10年間で借りた。つまり、返済年30万円。さっき言ったとおり、所得は年収150円から160万円ですから、30万円取ったらもう全く赤字なわけですね。ですから、いかに様々な農業技術センターの技術研究開発に関する御指導、アドバイス、サポートというのは、本当に大変役に立っているということを感じる反面、もうちょっと資金の面で相談ということですね。大分お悩みになっていました。様々な資金もさっきいろいろ御紹介もありましたけれども、もうちょっとそういうところの御紹介、宣伝、それから窓口の明確化で、ワンストップ・サービスというようなこと、それも本当に手厚くやっていかなければいけないなというふうに思うのでございます。

いずれにいたしましてもそういうことですが、この方の就農に対する意欲について、ほ

んの一側面を御紹介申し上げましたが、それに対する御感想と、それからこういう就農に対する現在も支援がありますが、資金面を含めて全力を挙げたサポート体制を更に拡充してもらいたいと、この2点についてのお話を伺っておきたいと思います。

農業振興課長

新たに就農される方は、資金面ですとか、農地の確保などいろいろ御苦労されていらっしゃると思います。そういうことに対しまして、今年度から農業アカデミーの方で農地の情報なり、技術的な相談、資金の紹介などをしておりますので、そういった制度を使いながら、多くの方が御利用いただけるように、PRに更に努めていきたいというふうに思います。

そして、そういった個別の就農された方でございますけれども、委員の方からもお話しございましたように、農業アカデミーの方で新規に就農された方につきましては、重点的に指導しておりますので、これからもそういった指導に努めるとともに経営が安定するように、いろいろなその融資制度等の御紹介なり、あるいは申請に当たっての相談、これは農業についての相談と一緒に経営計画などを含めながら相談に乗り、指導をして経営の安定を助けていきたいというふうに考えております。

服部委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

この方がやはり御苦労されたのは、大手の電機メーカーにいたから退職金があった、これはレアケースだと思いますね。普通は退職金がないですね。したがって、やっぱり農業アカデミーに1年間通わなければ農地を紹介してくれないわけですから、したがってそのときの生活費のつなぎを皆さん方、様々工夫しながら、余力を持った上でないと、そういう就農への転換がでないというのが現実みたいですね。

ですから、その辺のサポートをどのようにしたらいいのか。その辺がやはり大変だから踏ん切りがつかない方もおられるということ、この方は秦野農園を開きながら、この方と同じような道を踏もうとしている人たちの相談に乗っている部分もある。やっぱりそういうところでなかなか大変なところがある。そういう青年又は方々、やっぱりおられるようですから、その辺のサポートをどうしていったらいいのか。何か考えはないのかなど。交通費だってばかにならない、生活費だってどうしていくのか、土日働きながらとか、アカデミーから帰ってから眠る時間等もあるでしょうね。これはだからどうにもならないんだよ、一人だったらね。だからニーズに応じ、希望している人たちはどのようなライフスタイルをしていて、どういうところを支えてあげたらアカデミーの入校者が増えてくるのかということですね。そんなふうな認識をいたしました。

もう一つは、やっぱり農業アカデミーを卒業されて、認定されて農地を紹介されて、さてどうするかというと、まずは機械ですね、機械。やっぱり様々な機械がないと、これはもうできませんね、これは。こんなこと言うのは釈迦に説法でしょうけれどもね、先ほど紹介した方も大変悩んでいましたね。より一層良いものを手に入れたいと、そのことによってこの方が費やす時間をもっと少なくできる。今1人で東奔西走というか、半端じゃない生活をしているわけですね。1人では限界ですね、90ヘクタールですね、年間。そこから150万円の所得を得るわけです。もちろん、何人かのサポーターを人件費という形でペイしながら雇われているわけですが、これは限界値です。

農業技術センターは、研究開発等の技術支援というのはほぼ完ぺきだと思います。したがって、やっぱりそういう経営の面、どうしたら成り立っていくか。こういう現実で農業所得の拡大というのが、政府も今言っております。これはかなりの人たちが、選挙直前ということもあるんでしょうけれども、言い出している。でも、現実はなかなか厳しい。こ

の辺の農業所得の向上について、神奈川県が心を砕いている面というのをちょっとお話ししていただけますか。

農業振興課長

新規に就農された方がいろいろ困っているということでございますけれども、経営の中で経費としましては、大規模施設の購入費もかかる、あるいはトラクター等の機械もかかる、こういった部分のコストが大きくなっていると思います。そういうことに対しましては、施設の設置につきましては、これは国の事業でございますけれどもリース方式での導入に対する補助はできますし、機械につきましても共同利用の推進をしたり、あるいは農作業の受委託をしてもらって、それで作業の合理化、機械の共同利用というのを図ることがございますので、そういった大きくのしかかる経費の分については、そういった事業等を使って地域の皆さん一緒になって経営を進めていただきたいというふうに考えております。

服部委員

農業を支える基盤でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問をさせていただきます。

かながわ環境整備センターの運営改善について数点伺っておきます。

この環境整備センターについて私も常にこの常任委員会で伺っておりますが、特に料金設定の考え方についても伺ったところ です。

そこで、一番厳しい、搬入量が予定を下回っているという状況ですね。これはなかなか改善が難しいのかなと。現在、したがって搬入量を増やすためにどのような対応をしているのか確認をしておきたいと思ひます。

環境農政部参事（廃棄物調整担当）

かながわ環境整備センターの搬入量が、再三申し上げておりますが平成18年度約1万トン、平成19年度は約3万トンということで、予定を下回る搬入実績でございました。そういう中で現在、運営改善計画の検討を進めるとともに、現実的な営業活動、それからPR活動を積極的に行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、まず公共関与による確実な産廃の処理、安全性とか信頼性とか利便性、これを知っていただくということで、産業廃棄物協会など関係団体の総会等の集まりで説明してございます。総会であるとか、各地区の委員会での周知を積極的に行っています。また、神奈川環境保全協議会の機関誌等に掲載したり、また商工会議所での周知等もやっているところでございます。

それから、具体的な営業活動でございますけれども、県内の主要な排出事業者、中間処理業者25社に足を運びまして、これは現場のかながわ環境整備センターと、それから我々でもって一緒に足を運びまして、事業促進を訴えているところでございます。

具体的に特に多量に産廃を県外で埋立処分している事業者、それから主な搬入者にとってはハウスメーカー、それからさらに、整備センターの契約者なんですが、まだ搬入されていないところ、そういう大手をピックアップしまして、縦断的に今営業活動を行っているところでございます。

服部委員

本当に御苦勞様でございます。で、いかがですか。

環境農政部参事（廃棄物調整担当）

いろいろセールスに伺っておりますと、かながわ環境整備センターの状況をだんだんと知っていただいて、公共的な役割などは、総論では非常に賛成していただいております。

搬入していない所で、搬出の実態はどうなんですかと聞きますと、例えば広島であるとか他県にかなり出ているんですが、その辺の価格を聞きますと、かなり近付いてきております、移送費等含めてですね。そういう中で、実際の事業者さんは何社かと複数で契約しますので、その中の一つに県内のかながわ環境整備センターを使ってほしいということで、大体良い感触はいただくんですが、実績に結び付くかどうかは、今センターと一緒に更につぶさに確認しているところでございます。

服部委員

本当に頑張ったのがよく分かるんですね。営業を仕掛けるというのは大事なんですよ。本当に身につまされますよ。そういう話を聞くとね。だから、ここまで幅広くやっていたでいるわけだが、なかなか具体的には契約に至るまで、というのは難しいこういうことだよ。

そこで、例えばこういったことをやっていただきながら、かながわ環境整備センターに対するニーズとか、これは値段の点だけではない部分もありますよね。やっぱりこういう業者というのは、例えば中間処理業者、中間処理施設を造るときに、最終処分場をどこへ持っていくのかという大前提で中間処理業許可証が出されるわけですから、やっぱりここへ持っていきますよという前提で中間処理業を始めた人は、そこへ持っていくということですね。

だから、この芦名がつくられる前に中間処理業を開設した人たちというのは、ほとんどは芦名以外のところで、そういった流れに基づいて、国の規定ですけれどももやっているわけですから、それを変えるというのは並大抵のことじゃないとか、それ二つ目だよ、現実。

3点目は、やっぱり芦名における一つのお客様に対する対応の仕方だとか、利点はあると思うんですね。どこか遠くへ行くよりは近場でいいと。特に、ああいう車はディーゼルが多い場合があって、重油そのものであったりしたりしますから、だから利点はあるんだけど、なかなかそういうことがあってそうもいかないという部分。そういう中で整備センターに寄せられているお考えみたいなものはどういったものがございませうか。

環境農政部参事（廃棄物調整担当）

今、委員言われたように45社を対象に、実際に聞き取り調査でどんなニーズがあるのかを聞いております。

その主なものを、センターに対して寄せられたものを申し上げますと、一つは、受入品目に関するもので、受入品目を拡大してほしいという中で、例えば廃プラスチックのアスベスト廃棄物であるとか、それから建設の混合廃棄物、こういうものを受け入れてほしいというものがかなり多数ございます。

それからあと、これは御意見としては、搬入審査が厳しいとかいう意見とか、手続の簡素化を求めるものがございませう。

あとは、もう一つは料金に関する意見でございまして、これは相半ばしておりますが、主に管理型につきましては妥当であると。それから、逆に安定型について多い意見ですが、若干高いのではないかというのが相半ばしている、こんな状況でございまして、こういうニーズにどうこたえるかというものを含めて、先ほどの運営改善計画の中に取り込むような形で進めていきたいなと思っております。

服部委員

だから、安定型、管理型いろんな調整はあるんでしょうけれども、どういうふうに全体としてしていくのか。197億円をペイしなければいけないということもあるし、そんなに下げることができない。でも、一体全体これを何とかクリアしていかないと、こんな搬入量だったら、住民の皆さん方に発表した最終的に80万トンを10年間でというのは、もう既に3年過ぎている。あと7年。大丈夫なのかということですね。料金ということもあるでしょうし、しかしそれはこの施設を造ったときの考え方、業者の人たちがということもありますからね、どういうふうにしていくのか、どうもその辺が見えないんですけども。

したがって、そこでポイントになってくるのは、この10年間ということについて、地元の住民の皆様方と結ばれた大切な協定だと思いますので、したがってこの10年間ということに思いを込めた住民の皆様方の県に対する強い期待、施策展開の原則的な基本的な考え方というものを、その協定から読み取りたいというふうに思います。

それで、最後にこれに関して、かながわ環境整備センターの運営の見直しについて、これまでの御答弁の中にそれを束ねれば、今後の見直し全体になるのかなと思いますが、せっかくの機会でございますので、最後に今後の見直しについて、正直なところを御答弁いただきたいと思います。

環境農政部参事（廃棄物調整担当）

搬入量の増加ですね、それから事業者に対する利便性というものを含めて運営改善計画を検討しておりますけれども、かながわ環境整備センターにつきましては、地元の協力というのは不可欠でございます。今、地元の自治会役員等と話をしておりますので、非常に御理解をいただいておりますので、県に対する信頼、それから施設に対する安心というのは御理解をいただいているところですので、それも今後、その関係を維持しながら、この経営改善計画がまとまるような形、運営改善がまとまるような形で進めていきたいと思っております。

服部委員

本当に大事な問題でございますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で質問を終わります。